

令和7年4月3日午前到来分

新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

No.	質問	回答
1	設計業務及び監理業務を行う者の業務実績について 平成 22 年 4 月 1 日以降、3000 m <sup>3</sup> 以上の施設の実施設設計及び工事監理業務を完了した実績を有すると記載されていますが、設計業務のみの実績は記載可能でしょうか？	実施設計及び、工事監理を完了した実績が各々必要です。ただし、実施設計と工事監理は同契約案件でなくても構いません。
2	設計業務及び工事監理業務を行う者管理技術者及び建築担当主任技術者の何れかは専任で配置することとありますが他の業種（構造・電気設備・機械設備）に係る担当者は、企業体を構成する設計事務所の協力会社としてよいですか？	協力会社ではなく、企業体の構成員（構成企業）が直接雇用する者（3か月以上の恒常的な雇用関係）を配置してください。
3	様式7 資格・実績確認書における【業務実績】は、平成22年4月1日以降、3000 m <sup>3</sup> 以上（告示 8 号別添二第四号又は第十二号）の実施設設計及び工事監理業務が完了した実績以外でもよいでしょうか？	平成22年4月1日以降、3000 m <sup>3</sup> 以上（告示 8 号別添二第四号又は第十二号）の実施設設計及び工事監理業務が完了した実績以外でも、構いません。
4	設計業務及び工事監理業務実績を証明する資料として、発注者からの契約書が発行されていない場合には、証明に類する資料として、発注者における「業務履行証明書」を代案として添付すればよいでしょうか？	構いません。
5	参加資格（3）業務別の参加資格要件 建設工事を行う者 記載欄の加点について 電気設備担当、機械設備担当に建築設備士又は設備1級建築士の資格を有するものを配置する場合は、審査項目①に2点加点対象とするとありますが、工事分野以外の設計担当に建築設備士又は設備設計一級建築士を配置する場合、加点対象となりますか？	工事分野である建設工事の電気設備担当、機械設備担当主任技術者に、当該資格を有する者を配置する場合は加点対象となります。 各々に、当該資格者を配置した場合はそれぞれに、加点となります。（最大4点）

	又は工事分野に限り、配置する場合加点対象となりますでしょうか？	
6	様式7 資格・実績確認書（設計業務に係る技術者）における構造・電気設備・機械設備の担当者が特定建設共同企業体の協力会社とした場合、所属する企業との雇用関係書類は協力会社との雇用関係書類としてよいでしょうか？	配置する技術者は、協力会社ではなく、企業体の構成員（構成企業）が直接雇用する者（3か月以上の恒常的な雇用関係）を配置してください。
7	(3)実施設計業務・工事監理業務・工事施工における「開発行為」等に関連する資料作成を含む手続きの協力とは、開発申請業務は発注者と考えて良いですか？ 又、所轄官庁との開発行為に関する打合せなどは、本業務に含まれますか？	神奈川県への開発行為の申請や協議等は発注者で行います。 申請にともなう各種平面図、断面図等の作成についてご協力をお願いします。 また、申請にあたって設計者や施工者等を招聘するよう、神奈川県から指示があった場合は同伴をお願いします。
8	実施設計を進めるに際し、基本設計における構造架構システムの変更は、可能でしょうか？	内容について別途、協議とします。技術提案としてご提示ください。
9	建築確認申請に伴う審査機関は、民間審査機関への提出でもよいでしょうか？	建築確認審査機関の指定はありません。
10	業務の実績確認 参加表明時に必要な提出資料の内、企業体取扱にある第1号様式、第2号様式（第6条関係）及び第3号様式（第6条関係）の書類提出は、いずれも必要となりますでしょうか？	必要ありません。
11	第8号様式 特別共同企業体協定書は、参加表明提出時又は、提案書提出時の何れの提出時となりますでしょうか？	参加表明提出時になります。（特別共同企業体の登録審査の確認結果を待たずに、同時の提出で構いません）